

生活保護基準引下げ取消訴訟・神奈川
公正な判決を求める請願書

東京高等裁判所の慎重かつ丁寧な審理に深く感謝いたします。

私たちが訴えた2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均6.5%、最大10%)で、生活保護を利用する96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。

その際、生活保護基準部会における専門家による検証をせずに、厚生労働大臣は「物価下落」による保護基準の引下げを行いました。その「物価下落」なるものも、消費者物価指数の値下がりを過大に影響する計算をし、「物価偽装」と言えるほどの問題点が各地の地裁判決で明らかになっています。

生活保護を利用する人たちは、「食事の回数を減らす」「電気代を抑えるためエアコンを点けずに耐えている」「人とのつきあいを減らす」など、これ以上節約のしようがない厳しい生活を強いられています。そればかりか、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちまでも奪うものであり、今回の引き下げは「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すると規定された憲法第25条に明確に違反したものです。

こうした私たちの主張を認めた令和4年10月19日横浜地裁判決は、生活保護利用者のみならず、生活保護基準がナショナル・ミニマムの役割を果たすゆえに、最低賃金や就学援助など関連他施策を利用する多くの人たちにも、大きな勇気と励ましを与えるものになりました。貴裁判所におかれましては、横浜地裁判決に基づいて、公正な判決を下されることを強く求めます。

氏名	住所

※個人情報適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

神奈川生存権裁判を支援する会

取扱団体

〒210-0024

神奈川県川崎市川崎区日進町34-30

TEL044-245-8828 Fax044-245-8854